

静岡産業大学科目等履修生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第46条（科目等履修生）第3項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(履修資格)

第2条 科目等履修生として履修することができる者は、学則第8条（入学資格）に規定する入学資格のある者並びに高等学校、高等専修学校及び高等専門学校等に在学中の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状及び保育士資格の取得を目的とする場合は、次の各号に掲げる履修資格を満たさなければならない。

(1) 教育職員免許状 学士の学位取得

(2) 保育士資格 本学における学士の学位取得及び保育士養成課程の履修歴

(履修科目)

第3条 科目等履修生として履修することができる授業科目は、各学部が開講する科目とする。ただし、通常の授業に支障がないと認めた科目に限る。

2 科目等履修生として履修することができる年間の単位数は20単位以内とする。ただし、次の各号に掲げる者については44単位以内とする。

(1) 教育職員免許状の取得を目的とする者

(2) 保育士資格の取得を目的とする者

(3) 本学と単位互換協定を締結している大学の学生

(出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる選考料及び書類を提出しなければならない。

(1) 選考料 9,800円

(2) 科目等履修生履修願または科目等履修生継続願

(3) 履修資格を証明する書類

(4) 学力に関する証明書（教育職員免許状の取得を目的とする者に限る。）

(5) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の選考料は免除する。

(1) 履修期間終了後、引き続き履修を志願する者

(2) 履修期間終了から一期後に履修を志願する者

(3) 本学を卒業した者

(4) 高等学校、高等専修学校及び高等専門学校等に在学中の者

(履修期間)

第5条 履修の期間は、学年または学期の始めから1年以内とする。

2 履修期間終了後、引き続き履修を志願する者は、改めて出願するものとする。

(選考及び許可)

第6条 科目等履修生は、教務委員会が書類等により選考を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の選考結果に基づき決定した者に履修を許可する。

3 「事前事後指導」「教育実習」「教職実践演習」の履修については、原則として本学を卒業した者に限り許可する。

(履修料等)

第7条 履修を許可された者は、次に定める履修登録料及び履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 履修登録料 28,200 円

磐田市内の在住・在勤者または藤枝市内の在住・在勤者	10,000 円
履修期間終了後の履修継続者	免除
履修期間終了から一期後に履修する者	免除
本学を卒業した者	免除

(2) 履修料 講義・演習科目 1単位 14,800 円

実習・実技科目 1単位 26,000 円

2 教育職員免許状の取得を目的とする者は、次に定める履修料等を所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 履修登録料 前項第1号に準じる。

(2) 教職課程履修料 中学校一種免許状 20,000 円

高等学校一種免許状 20,000 円

本学においてすでに教職課程履修登録をした者	免除
各教科の指導法及び教育の基礎的理解に関する	
科目等の履修単位が年間12単位以下の者	免除

(3) 履修料 前項第2号に準じる。ただし、「事前事後指導」及び「教育実習」に係る履修料については以下のとおりとし、「事前事後指導」履修

開始時にこれを納入する。

・教育実習Ⅰ	教育実習登録料	20,000 円
	「事前事後指導」履修料	29,600 円（2 単位）
	「教育実習Ⅰ」履修料	免除
	計	49,600 円
・教育実習Ⅱ	教育実習登録料	20,000 円
	「事前事後指導」履修料	29,600 円（2 単位）
	「教育実習Ⅱ」履修料	免除
	計	49,600 円

3 本学において保育士養成課程を履修した者が保育士資格の取得を目的として科目を履修する場合は、次に定める履修料等を所定の期日までに納入しなければならない。

(1) 履修登録料 免除

(2) 保育士養成課程履修料 免除

(3) 履修料 第1項第2号に準じる。ただし、「保育実習指導」及び「保育実習」に係る履修料については以下のとおりとし、「保育実習指導」履修開始時にこれを納入する。

・保育実習Ⅰ（保育所）	保育実習登録料	20,000 円
	「保育実習指導Ⅰ（保育所）」履修料	14,800 円（1 単位）
	「保育実習Ⅰ（保育所）」履修料	免除
	計	34,800 円
・保育実習Ⅰ（施設）	保育実習登録料	20,000 円
	「保育実習指導Ⅰ（施設）」履修料	14,800 円（1 単位）
	「保育実習Ⅰ（施設）」履修料	免除
	計	34,800 円
・保育実習Ⅱ（保育所）	保育実習登録料	20,000 円
	「保育実習指導Ⅱ（保育所）」履修料	14,800 円（1 単位）
	「保育実習Ⅱ（保育所）」履修料	免除
	計	34,800 円
・保育実習Ⅲ（施設）	保育実習登録料	20,000 円
	「保育実習指導Ⅲ（施設）」履修料	14,800 円（1 単位）
	「保育実習Ⅲ（施設）」履修料	免除
	計	34,800 円

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者の履修登録料及び履修料は減免または免除することができる。

- (1) 高等学校、高等専修学校及び高等専門学校等に在学中の者
- (2) 寄付講座を主催する企業等の役員
- (3) 本学と単位互換協定を締結している大学
- (4) その他学長が認めた者

5 実験実習等に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(単位認定)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができ、試験に合格した場合は、所定の単位を認定する。

(証明書の交付)

第9条 履修を修了し、かつ、当該科目の試験に合格した場合は、その科目の単位修得証明書を交付する。

(履修料等の返付)

第10条 既納の選考料、履修登録料、履修料等の科目等履修生に要する費用は、原則として返付しない。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、科目等履修生にも、これを準用する。

(事務の所管)

第12条 科目等履修生にかかる事務は、教務課において行う。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年1月18日から施行し、平成7年度前期の科目等履修生を志願する者から適用する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条（出願手続）及び第 6 条（履修料等）の改正については、平成 21 年度前期の科目等履修生を志願する者から適用し、平成 20 年度以前に志願した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条（履修料等）第 2 項の改正については、平成 22 年度前期の科目等履修生を志願する者から適用し、平成 21 年度以前に志願した者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 5 年 1 月 25 日から施行する。